

伊勢市公報

第392号
令和4年3月7日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○ 令和3年度補正予算の要領について	6
公 告	
○ 都市公園の供用開始について	15
○ 犬の抑留について	16
○ 印鑑登録の職権抹消について	17
○ パブリックコメントの実施について	18
○ 公示送達	21
○ 公示送達	22

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 6 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月21日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号備考1中「20歳以上」を「18歳以上」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 24 号

令和 4 年 1 月 27 日開議の市議会臨時会で議決を経た令和 3 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 4 年 2 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、715,764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、59,313,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		10,400,000	18,691	10,418,691
	1 地方交付税	10,400,000	18,691	10,418,691
17 国庫支出金		12,630,417	627,286	13,257,703
	1 国庫負担金	6,344,692	195,408	6,540,100
	2 国庫補助金	6,243,486	431,878	6,675,364
18 県支出金		3,722,708	69,787	3,792,495
	2 県補助金	908,665	69,787	978,452
歳入合計		58,598,070	715,764	59,313,834

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		24,796,491	25,293	24,821,784
	1 社会福祉費	8,085,064	10,444	8,095,508
	3 児童福祉費	9,856,278	14,849	9,871,127
4 衛生費		6,135,447	615,580	6,751,027
	1 保健衛生費	3,964,867	615,580	4,580,447
7 商工費		1,035,811	74,350	1,110,161
	1 商工費	1,035,811	74,350	1,110,161
11 教育費		5,464,077	541	5,464,618
	4 幼稚園費	134,010	541	134,551
歳 出 合 計		58,598,070	715,764	59,313,834

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	545,793

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,215,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、60,529,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		10,418,691	165,300	10,583,991
	1 地方交付税	10,418,691	165,300	10,583,991
24 市債		6,045,500	1,050,000	7,095,500
	1 市債	6,045,500	1,050,000	7,095,500
歳入合計		59,313,834	1,215,300	60,529,134

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		24,821,784	15,300	24,837,084
	1 社会福祉費	8,095,508	15,300	8,110,808
9 土木費		5,591,114	1,200,000	6,791,114
	5 都市計画費	2,493,472	1,200,000	3,693,472
歳 出 合 計		59,313,834	1,215,300	60,529,134

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	1 社会福祉費	保健福祉拠点施設整備事業	15,300

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額(千円)
保健福祉拠点施設の賃借料及び管理費・共益費	自 令和3年度 至 令和24年度	2,128,581

第 4 表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金貸付金債	600,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて、利率の見直 しを行った後におい ては当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、 銀行その他の場合に はその債権者との協 定によるものとし る。 ただし、市財政的都 合により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還も しくは低利に借換え することができる。

変 更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
一般補助施設整備事業債	11,700	461,700

伊勢市公告第9号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和4年2月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域(m ²)
徳川山ふれあい公園	伊勢市二俣4丁目382番64	205

供用開始の期日 令和4年2月16日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から2週間

伊勢市公告第10号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和4年2月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	村松町	柴犬	茶白	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 令和4年2月16日

3 抑留期限 令和4年2月28日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 11 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 2 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抹消年月日

令和 4 年 2 月 3 日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	登録番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 12 号

第 3 次伊勢市総合計画中期基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢市総合計画中期基本計画（案）を公表します。

なお、第 3 次伊勢市総合計画中期基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 2 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 3 次伊勢市総合計画中期基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 情報戦略局企画調整課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年2月22日(火)

至 令和4年3月22日(火)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第3次伊勢市総合計画中期基

本計画（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画調整課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館 2 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/surveys-alias/iseshisougoukeikaku>

(3) 意見の提出期限

令和 4 年 3 月 22 日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5548

伊勢市公告第 13 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁のうえ、受領してください。

令和 4 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 14 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略